

健康保険被扶養者現況書

※被扶養者として認定する上で必要な書類なので、詳しく書いて「被扶養者(異動)届」に添付してください。

◎申請対象者が18歳未満の場合は現況書提出不要です(16歳以上18歳未満で学生ではない方は除く)。

◎申請対象者1名ごとに本紙1セット(2枚)が必要です。

◎状況により追加書類の提出を求めることがありますのでご了承ください。

■対象者となる被扶養者

氏名	年齢	歳	続柄	被保険者と	同居・別居
添付書類 【住民票】 ・紙届出書：すべての申請対象者…世帯全員の住民票で続柄等省略のないもの ※電子申請は不要 【収入確認】 ・19歳以上23歳未満(配偶者を除く)収入を確認できる書類(昼間の学生も必要)収入限度額年収150万円未満 ※16歳以上18歳で学生ではない方は収入を確認できる書類の提出要 ・60歳未満年 収入限度額収130万円未満 ・60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者 収入限度額収180万円未満 労働契約で定められた賃金(労働条件通知書等の労働契約の内容等が確認できる書類において規定される時給・労働時間・日数等を用いて算出した額)から見込まれる年間収入が被扶養者認定基準の収入限度額未満であり他の収入(年金収入や事業収入等)が見込まれず、 かつ、被保険者と同一世帯の場合は被保険者の収入の2分の1未満であること、別居の場合は被保険者からの援助による額より少ないこと					

対象者となる被扶養者の従前の生計維持状況及び今回、被扶養者として生計を維持しなければならない理由を具体的に記入してください。

(従前の生計維持状況)	(被扶養者として生計を維持しなければならない理由)
-------------	---------------------------

1. 対象者の現在の状況について

イ. 以前から被保険者の被扶養者	
ロ. 被保険者以外の被扶養者(どなたの扶養でしたか:続柄))
ハ. 国保に被保険者として加入	二. 何も加入していない
ホ. 会社を退職(自営業廃業を含む)、勤務形態の変更により被保険者ではなくなった	
加入していた保険者名	
<input type="checkbox"/> 国民健康保険	
<input type="checkbox"/> 全国健康保険協会(協会けんぽ)	<input type="checkbox"/> 健康保険組合
<input type="checkbox"/> その他 ())
(記号 番号 健保組合名または市町村名))
ヘ. 退職後、任意継続被保険者として加入	(喪失日 年 月 日)

添付書類
ホの場合…退職日、喪失日等が確認できる書類の写し(資格喪失証明書、退職証明書、離職票等)
ヘの場合…資格喪失証明書または資格喪失通知書

2. 対象者の収入状況について

収入状況			添付書類
① 給与収入及びその他収入	年収約 万円	直近の給与明細書(3ヶ月)の写し	
	給与収入のみ	年収約 万円	労働条件通知書等の写し
② 各種年金・恩給等	年収約 万円	年金裁定(改定・振込)通知書(写)または年額見込証明書	
③ 家賃・不動産・自営業・農業・漁業等	年収約 万円	直近の確定申告書(写)または所得課税証明書	
④ 傷病手当金または出産手当金	受給日額 円	支給額を証明するもの(通知書等の写し)	
⑤ その他()	年収約 万円		

3. 対象者が無職の場合

対象者	添付書類
「配偶者」及び「60歳以上の直系尊属」の方	所得課税証明書または非課税証明書
上記以外の方	所得課税証明書または非課税証明書

4. 申請時の失業給付状況について

状況	添付書類
<input type="checkbox"/> 失業給付受給手続き中 ※待機期間および給付制限期間中は被扶養者として認定できます	雇用保険被保険者離職票（写）または雇用保険受給資格者証（写）同意書
<input type="checkbox"/> 失業給付受給終了	雇用保険受給資格者証（写）
<input type="checkbox"/> 失業保険受給延長中 (病気療養・出産 年 月 日出産予定)	雇用保険延長通知書または雇用保険被保険者離職票（写）
<input type="checkbox"/> 失業給付は受給しない、または受給できない理由	離職票1で離職票交付希望欄に「無」とある書類の写し※「有」の場合は同意書が必要

5. 対象者と被保険者が別居の方

対象者に送金している生活費	添付書類
①毎月 万円 賞与時 万円	①直近3ヶ月分の銀行振込または現金書留(写)
②送金方法 <input type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 現金書留	②対象者の住民票（世帯全員記載のもの） ③戸籍謄本（被保険者との続柄を確認するため）
※認定にあたっては、対象者の収入を上回る金額の送金が必要です。 ※手渡しは送金確認ができないので認めておりません。	

6. 対象者が父母、養父母の場合

対象者の配偶者の有無	有 ・ 無	【死別、離別、その他（ ）】
遺族年金受給の有無	有 ・ 無	(無の場合はその理由)

被保険者以外の扶養義務者（親族等）の場合

(例：母の申請→父 父母の申請→あなたの兄弟 養父母の場合→あなたの配偶者の兄弟 等)

氏名	続柄	対象者と同居・別居	年収	申請対象者への負担額	扶養できない理由
		同居・別居	約 万円	月額約 万円	
		同居・別居	約 万円	月額約 万円	

上記のとおり、相違ありません。
申告・届出内容に変更が生じた場合は速やかに日本情報機器健康保険組合に届け出ます。
また、内容が事実と相違したことにより認定要件から外れる場合には、その際に発生した保険給付について返納することに異議ありません。

年 月 日記入 記号 番号
被保険者氏名

※「被扶養者現況表」に記入いただいた個人情報は、被扶養者認定手続きのためのみに使用します。